

令和4年度 伊南行政組合昭和伊南総合病院 新病院建設事業測量業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書は、「令和4年度 伊南行政組合昭和伊南総合病院 新病院建設事業測量業務 駒ヶ根市 赤穂（以下、「本業務」という）」に適用する。

第2条 業務管理

1. 受託者は委託契約書、設計図書、長野県測量業務共通仕様書・用地調査等業務共通仕様書及び特記仕様書、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、監督員の指示を受け正確に施行しなければならない。

第3条 測量面積

1. 本業務の測量箇所および測定面積は以下のとおりとする
 - ・測量箇所：駒ヶ根市赤穂市場割南の原
 - ・測定面積：36,022㎡

第4条 履行期間

1. 本業務の履行期間は、契約書に定めた期日とする。

第5条 秘密の保持

1. 受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

第6条 資料の貸与

1. 受託者は、契約遂行に必要な関係書類の貸与を委託者に申し出ることができる。

第7条 作業の確認

1. 受託者は、作業の進捗状況を随時監督員に報告しなければならない。

第8条 中間成果の提出

1. 受託者は、業務の途中において委託者より中間成果を求められた時はその指示により提出するものとする。

第9条 適用図書

1. 測量に基づく適用図書及び参考図書は下記のとおりとする。
 - ① 長野県公共測量作業規程
 - ② 長野県測量作業要領

- ③ 長野県測量業務共通仕様書
- ④ 用地調査等業務共通仕様書
- ⑤ その他必要と認められるもの

第10条 成果品

1. 図紙は長野県土木規格のものとし、その大きさはA1判を標準とする。ただし、規格に合わないものが出た場合は、監督員と協議し変更できるものとする。なお、上記A1判のほかに縮小版（A3を標準）を提出する。
2. 実施施工にあたり、必要な注意すべき問題点については、設計図又は報告書に明示する。
3. 報告書には、概要説明、検討経過、問題点、各種数量総括表を含むものとする。
4. 各設計図には、すべて右端下へ監督員指示による表題欄を設ける。
5. 報告書の末尾には、設計担当者及び照査の所属、氏名を必ず記載すること。各図面の原図の欄外（青焼時に切り取る部分）右下には、会社名、担当者の所属、氏名を必ず記載すること。
6. 図面及び数量、報告書については、電子納品とする。
CADデータのフォーマットは、SXF（P21）形式とする。
数量、報告書のファイル形式はExcel、Word形式とする。

第2章 基準点・路線測量

第11条 基準点測量

1. 3級基準点測量を実施し、新点を設置すること。永久標識は設置しない。
2. 4級基準点測量を実施し、新点を設置すること。永久標識は設置しない。

第12条 現地測量

1. 地形測量の測量区域は、対象となる36,000㎡の範囲とし、区域内の行政区域、地目、地形、工作物、庭園、立木、電柱類、建物壁、軒先、横断水路等すべて記入するものとする。また、家具等には住人の氏名、商店、会社、官公署等の名称、河川路線名及び水流方向を記入するものとする。詳細に測量を行うこと。

第13条 中心線測量

1. 中心線の間隔は20mとし、縦断地形の変化にはプラス杭をおくものとする。

第14条 縦断測量

1. 縦断図にはBM（仮BM）、その他計画上必要な杭高、地盤高及び中心線と交差する道路橋、水路、暗渠、取入口、排水口等を測定し、構造規格の分かるものは記入するものとする。

第15条 横断測量

1. 横断の間隔は20mピッチの測量を行うこととする。

第3章 打合せ協議

第16条 打合せ協議

1. 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者との打合せを実施するものとする。
2. 打合せ場所は発注者事務所とし、打合せについては次の区切りにおいて実施し、全ての打合せについて、主任技術者が立ち会うものとする。また、その他監督職員が必要と認めたときに実施するものとする
 - (1) 業務着手時
 - (2) 中間時(1回)
 - (3) 業務完了時

第4章 成果品

第17条 成果品

1. 本業務の業務完成図書の提出部数は以下のとおりとする。
(電子納品対象書類)
 - ・電子媒体(CD-R・DVD-R)2部(正・副)紙媒体については、協議によるものとする。